



原告 83

1 認定事実

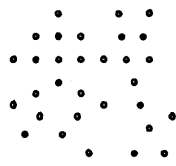
原告 83 の過去住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 83 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、原告解放同盟における所属協議会、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 225, 344)

2 判断

- (1) 原告 83 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告 83 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 83 は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属協議会及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 454）によれば、原告 83 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者の開設するブログの特定の日の記載として掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 83 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 83 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 84

1 認定事実

原告 84 は、昭和 20 年に大阪府で出生した。

原告 84 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 84 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号（ただし市外局番を誤ったもの）を掲載された。

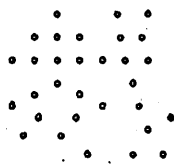
(甲 88, 344)

2 判断

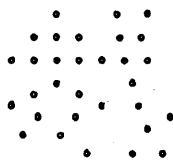
(1) 上記認定によれば、原告 84 は、その現住所が本件地域にある。しかし、証拠（乙 277, 381, 388, 615, 616）によれば、原告 84 は、自らが部落出身者であることや部落解放運動に参加していることを明らかにしたエッセイをインターネット上に掲載し、また、原告解放同盟の関係者以外の者を対象とした講演活動を継続的に行い、その活動がインターネット上に掲載されていたと認められ、これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 84 の現住所が本件地域にあることも一般に広く知られているものと推認される。そうすると、本件地域一覧の公表によって、原告 84 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 84 は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（電話番号は市外局番を誤っているものの、住所も併せて明らかとなっていることや、本件人物一覧には氏及び住所を同じくする原告 85 の住所及び電話番号（こちらに誤りは無い。）も掲載されていることに照らすと、同一性を損なうほどの誤りということとはできない。）。一方、原告解放同盟における役職については、前記(1)に説示するところによれば、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 84 の被った精神的苦痛を慰



謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告 85

1 認定事実

原告 85 は、昭和 16 年に大阪市で出生し、原告解放同盟大阪府連合会の執行委員などを務めた。

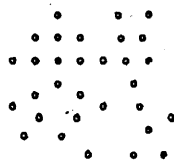
原告 85 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 85 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

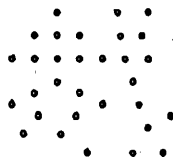
(甲 134, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 85 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠(乙 328, 329)によれば、原告 85 が原告解放同盟に所属していることをうかがわせる事実がインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 85 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 85 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 85 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 85 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 85 が原告解放同盟に所属していることがうかがわれる事実が既にインターネット上に掲載されていたことも考慮



すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 86

1 認定事実

原告 86 は、昭和 40 年に大阪府松原市で出生した。

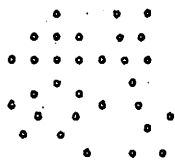
原告 86 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 86 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までの記載しかないもの）を掲載された。

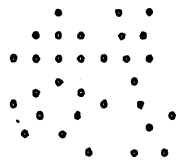
(甲 117, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 86 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 302, 617）によれば、原告 86 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 86 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 86 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 86 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（なお、住所は町名までの記載しかなく不正確なため、これを公開してもプライバシーが侵害されたとは認められない。）。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 86 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 86 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認め



るのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 87

1 認定事実

原告 87 は、昭和 39 年に大阪府富田林市で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会富田林支部の書記長を務めている。

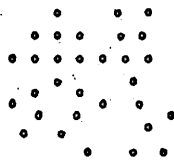
原告 87 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

本件人物一覧には、原告 87 の氏名と一文字異なる氏名の人物が町名及び丁の記載と共に掲載されていた。

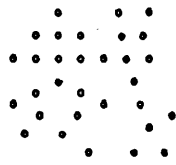
(甲 226, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 87 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 455, 618）によれば、原告 87 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 87 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 87 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、本件人物一覧に掲載されたとする原告 87 の氏名は誤っている上、住所の記載も一部しかないことに照らすと、原告 87 に関する情報が公開されたとは認められず、プライバシーが侵害されたとも認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 87 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 87 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるの



が相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



原告 88

1 認定事実

原告 88 は、昭和 38 年に大阪市西成区で出生し、原告解放同盟大阪府連合会書記次長などを務め、現在は部落解放・人権研究所所長を務めている。

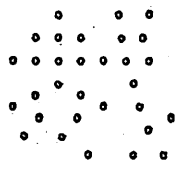
原告 88 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 88 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

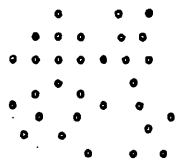
(甲 153, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 88 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 298, 381, 385, 617, 618, 750)によれば、原告 88 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 2 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 88 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 88 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 88 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 88 の被った精神的苦痛



を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 88 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3000 円と認めるのが相当である。



原告 89

1 認定事実

原告 89 は、昭和 24 年に高知市で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会副委員長を務めている。

原告 89 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 89 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

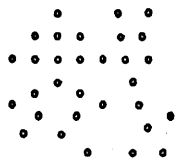
(甲 89, 344)

2 判断

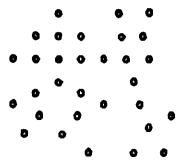
(1) 上記認定によれば、原告 89 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

他方、証拠（乙 279, 619, 706, 708 から 712 まで）によれば、原告 89 が原告解放同盟に所属していることがインターネット上に掲載されていることや、原告 89 が部落問題について報告した事項や寄稿が部落問題を取り扱う雑誌に複数回掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていたり、上記のような専門的な雑誌への掲載にとどまったりするなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 89 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 89 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 89 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。



- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により, 原告89の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は, 原告89が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことなども考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして, 上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 90

1 認定事実

原告 90 は、昭和 33 年に大阪府で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会執行委員や富田林支部書記長などを務めている。

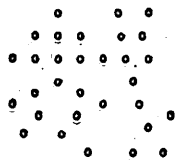
原告 90 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 90 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び住所（ただし町名までの記載しかなく、かつ町名も誤っているもの）を掲載された。

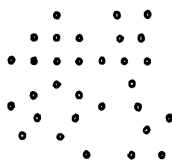
(甲 154, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 90 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 386, 617)によれば、原告 90 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 90 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 90 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 90 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（なお、住所は町名までの記載しかない上、町名も誤った不正確なものであるため、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。）。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 90 の被った精神的苦痛



を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告90が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 9 1

1 認定事実

原告 9 1 は、昭和 3 5 年に大阪府羽曳野市で出生した。

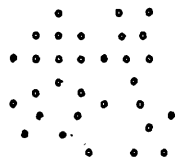
原告 9 1 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 9 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「大阪府連支部」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 2 2 7, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 9 1 は、その現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 9 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 9 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 9 2

1 認定事実

原告 9 2 は、昭和 3 2 年に出生した。

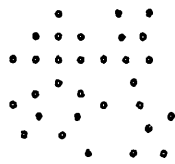
原告 9 2 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 9 2 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし誤っているもの）を掲載された。

(甲 1 3 5, 3 4 4)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 9 2 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 3 3 0）によれば、原告 9 2 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 9 2 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 9 2 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 9 2 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 9 2 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 9 2 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2 0 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 93

1 認定事実

原告 93 は、昭和 27 年に鹿児島県出水市で出生した。

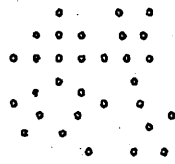
原告 93 の現住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 93 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所（ただし町名までしか記載がないもの）を掲載された。

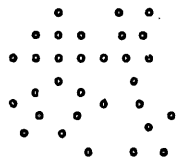
(甲 228, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 93 は、その現住所が本件地域にある。他方、証拠（乙 456, 621）によれば、原告 93 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 93 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 93 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 93 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる（なお、住所は町名までの記載しかなく不正確なため、これが公開されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。）。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 93 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 93 が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 94

1 認定事実

原告 94 は、昭和 19 年に大阪市で出生し、原告解放同盟大阪府連合会の職員として就職し、部落解放・人権研究所の所長などを歴任し、現在は同研究所の名誉理事などを務めている。

原告 94 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 94 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「関係機関」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、勤務先（役職を含む）及び生年月日を掲載された。

(甲 136, 344)

2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 94 は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 315, 331, 332, 381, 388, 404, 459, 617, 751）によれば、原告 94 は自らが部落解放・人権研究所所長であることを明らかにして、原告解放同盟関係者以外の者を対象とした講演活動を継続的に行っており、その活動はインターネット上に掲載されたと認められ、原告 94 が上記の肩書でいわゆる部落解放運動をしていることは一般に広く知られていると推認される。これに原告解放同盟の組織構成（前提事実(1)ア）を併せると、原告 94 の現本籍が本件地域にあることも、一般に広く知られていると推認されるから、本件地域一覧の公表により、原告 94 のプライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告 94 は、本件人物一覧に電話番号及び生年月日を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告 94 の勤務先及び役職は、前記(1)説示のとおり一般に広く知られているから、これらが公開されても、プライバシーが侵害されたとは認められない。



(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告94の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。